

## 西九州大学及び佐賀県教育委員会との連携・協力協議会設置要項

### (趣旨)

第1 この要項は、西九州大学及び佐賀県教育委員会における連携・協力協定書（令和3年10月25日締結。以下「協定書」という。）第3条第2項の規定に基づき、西九州大学及び佐賀県教育委員会との連携・協力協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

#### (1) 西九州大学

- ア 西九州大学子ども学部長
- イ 西九州大学子ども学科長
- ウ 西九州大学心理カウンセリング学科長
- エ 西九州大学学長及び子ども学部長が推薦する者 若干人

#### (2) 佐賀県教育委員会

- ア 佐賀県教育委員会教育長
- イ 佐賀県教育委員会副教育長
- ウ 佐賀県教育委員会教育振興課長
- エ 佐賀県教育委員会教育振興課特別支援教育室長
- オ 佐賀県教育委員会教職員課長
- カ 佐賀県教育委員会学校教育課長
- キ 佐賀県教育センター所長
- ク 佐賀県教育委員会教育長が推薦する者 若干人

#### (3) その他、第3条第2項に規定する会長が必要と認めた者 若干人

### (会議)

第3 協議会は、協定書第2条に規定する連携・協力事項を円滑に進めるため、毎年定例的に開催する。ただし、必要がある場合は、臨時に開催することができる。

2 協議会に会長を置き、第2条第1号アの者をもって充てる。

### (委員以外の者の出席)

第4 協議会が必要と認めたときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (専門部会)

第5 協議会が必要と認めたときは、連携・協力に関する事項等について個別に専門部会を設置することができる。

### (事務)

第6 協議会及び専門部会の事務は、西九州大学が行う。

### (補則)

第7 この要項に定めるもののほか、協議会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

### 附 則

この要項は、令和3年10月25日から実施する。